

岩手県告示第 422 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	釜石市社協指定訪問介護事業所	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	平成 19 年 4 月 1 日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	釜石市社協指定訪問入浴介護事業所	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	平成 19 年 4 月 1 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	釜石市天神町 4 番 9 号 釜石市市役所第 6 分庁舎	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	釜石市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	釜石市天神町 4 番 9 号 釜石市市役所第 6 分庁舎	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	平成 19 年 4 月 1 日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	釜石市社協指定訪問介護事業所	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	平成 19 年 4 月 1 日

5 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	釜石市社協指定訪問入浴介護事業所	釜石市天神町 4 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	平成 19 年 4 月 1 日

石市社会福祉協 議会	9号	目 15 番 26 号	問入浴介護事業所	9号	目 15 番 26 号	1日
---------------	----	-------------	----------	----	-------------	----